人間文化研究機構における不適切な経理処理に関する再発防止策

平成２７年２月２７日
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構長
立　本　成　文

はじめに

人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する国際日本文化研究センターにおいて発覚した不適切な経理処理事案を重く受け止め、このような不適切な経理が行われた背景と原因を分析し、再発防止策を定め、機構一丸となって再発防止に取り組む。

不適切な経理処理発生の背景と原因分析

今回の不適切な経理処理は、翌年度に納入されているにも拘わらず、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することにより、現年度に物品が納品されたこととして処理された、いわゆる「翌年度納入」の事案である。これについて調査報告書に記された背景と原因の要約は以下のとおり。

１．職員の意識・慣習

通常、実施すべき予算配分や執行、取引の発注や検査に関する統制を遵守すべきとの職員の意識が不十分であった。

ア　各職員は予算の執行管理について、すべての予算を年度内に使い切らなければならないとの意識があった。

イ　少額の図書購入取引は、管理者の発注承認が事後でも良いとの意識があった。

ウ　納品の事実を裏付ける納品書の日付は、取引事業者に対して、空欄若しくは担当職員が指定した日付を指示し取引事業者がその指示に従うという慣習があった。

エ　納品書に記載する検査日付は、実際の検査日付ではなく、納品書に記載された日付とする慣習があった。

オ　管理者は、検査行為について担当職員任せになっており、抜き打ちチェック等を実施していなかった。

２．事前発注承認体制について

「人間文化研究機構会計規程」及び「人間文化研究機構契約事務取扱規則」等では、契約責任者は契約事務を適切に行うものとして、見積書の徴取、業者の選定及び業者への発注を行うこととされている。

しかしながら、図書購入に係る事前発注承認体制について、管理者の承認が事後となることがあった。

ア　図書購入取引について、事前に管理者の承認を得て発注されることが徹底されていなかった。

３．納品検査体制について

「人間文化研究機構会計規程」及び「人間文化研究機構契約事務取扱規則」等では契約責任者は自ら又は他の職員に命じて、契約書その他関係書類に基づいて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないとされている。

しかしながら、以下のとおり、図書購入に係る納品検査体制について、その規程等に基づかない体制が検出された。

ア　検査時に発注リストと現物の確認が行われていなかった。

イ　検査者は納品書に記載された日付を検査日として記入する慣習があった。

ウ　納品書には担当職員１名の検査印しかなく、他の職員によるダブルチェックが行われていなかった。

エ　管理者による抜き打ち検査チェック体制がなかった。

４．取引事業者に対する指導・監督

以下のとおり、取引事業者に対して、納品書日付の記載方針等に関する指導・監督について不適切な取引が検出された。

ア　日付のみが手書きの納品書があった。

イ　担当職員の指定した任意の日付を納品書に記載しているものがあった。

再発防止策

Ｉ　機構全体として取り組む事項

１．職員等の意識改革

職員等に対するコンプライアンス教育の充実

（現状分析）

機構では、これまで外部で開催される研修会・説明会に担当職員を派遣し、知識の習得及び情報収集を行うとともに、各機関においても公的研究費の取扱いに関する教職の意識向上と不正行為の防止に努めるため、公的研究費の使用ルール、不正使用防止のための取組等に関する説明会を開催してきたが、出席は任意であり、欠席者を対象とした追加の説明の機会を設けるなどのフォローアップは行っていなかった。

また、研究活動不正防止計画推進室において、教職員等に対して①機構の研究活動における公的研究費の不正使用防止計画の実施状況、②研究不正問題に対する理解度、③研究費の使用ルール等に対する浸透度、④機構における不正発生要因及び問題点等を把握することを目的としたモニタリング調査を実施しているが、調査対象は一部の職員に限定したものであった。

（改善策）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成

２６年２月１８日改正版)」(以下「ガイドライン」という。) において求められているコンプライアンス教育 (機構の不正対策に関する方針及びルール等を理解させるために実施する教育) を定期的に実施し、研修教材等を常に閲覧できる環境を整え、職員等の法令遵守の意識向上を図る。

なお、コンプライアンス教育は全ての職員等に受講を義務付け、理解度の確認を行う。また、その際に、ガイドラインの周知のみならず、予算の管理及び執行についても周知徹底し、不適切な経理処理が行われない環境を整える。

２．不正行為等の早期発見と是正

内部通報窓口等の周知

（現状分析）

現在、機構本部には「内部通報窓口」及び「研究活動における不正行為に関する通報窓口」の２つの通報窓口が設置されているが、これら窓口の設置を規定する関連規程を機構ホームページ上で掲載するにとどまっており、明示的に周知しているとは言い難いものであった。

（改善策）

機構本部に設置されている「内部通報窓口」及び「研究活動における不正行為に関する通報窓口」を機構ホームページ上で明示的に表示するとともに、コンプライアンス研修等の機会においてもこれを周知するなど、様々な機会を通じてこれを周知する。このことを通じて、不正行為等の早期発見と是正を図り、機構における法令遵守体制と牽制機能を強化する。

３．内部監査の強化

（現状分析）

機関における自己点検に加え、機構本部より毎年定期的に内部監査（概ね９月～2 月）を実施してきたが、今回の事案に対しては、有効ではなかった。

（改善策）

管理者は組織的な牽制機能の充実を図るため、サンプル抽出した物品購入契約について、物品等の現物確認及び取引事業者のデータとの突合等のリスクアプローチ監査を抜き打ちで実施する等、効果的に実施する。

４．取引事業者への協力依頼

（現状分析）

平成２６年１２月に「大学共同利用機関法人人間文化研究機構の調達に関する基本方針」を公開し、周知を行っていた。ただし、今回の不適切な経理処理事案が発生した当時はこの定めがなかった。

（改善策）

「人間文化研究機構との取引について」に定める「大学共同利用機関法人人間

文化研究機構の調達に関する基本方針」を改めて周知徹底し、不適切な取引を行わないよう協力を依頼する。

Ⅱ 特に国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）において講じる措置

１．予算管理体制の整備

（現状分析）

従来、日文研においては年２回独自の補正予算を編成していたが、その時期は概ね１０月頃と１月頃であった。特に１０月時補正予算の編成に当たっては、これまで追加要求額の配分のみを行っており、また、配分留保額も多かったため、結果的に年度末における予算配分額の増大化、ひいては年度末執行の集中化を招いた。本来、予算編成・執行等の方針決定については、所内会議において審議を行わなければならないが、その過程を経る事無く、予算管理を行っていた事例があった。

（改善策）

今後は、早期の予算執行を円滑に行う事ができるようにするため、補正予算編成時期の前倒しを行うとともに、予算執行状況のモニタリングを確実に行い、関係部署・職員に指導等を行う。

また、補正予算の編成に当たっては、所内における過不足額を見極め、適正な予算配分を行う。

予算に関する事項の決定手続きにおいて、関係規則の遵守を徹底する。

２．発注管理体制の見直し

（現状分析）

「人間文化研究機構契約事務取扱規則」等では、契約責任者は契約事務を適切に行うものとして、見積書の徴取、業者の選定及び業者への発注を行うこととされている。しかしながら、図書購入に係る事前発注承認体制について、管理者の承認が事後となることがあった。

また、図書購入手続きを行う際は、図書システムを使用して契約手続きを行っているが、発注日の操作が可能な仕組みであるため、遡及入力による会計処理を行った事例があった。さらに、高額図書（１点５０万円以上）の購入を行う際、事前に研究資料委員会を開催し、承認を得なければならないが、年度を越えて、書面協議のみで委員会を開催し、不適切な経理処理を発生させる一因となった事例があった。

（改善策）

契約にあたって、権限を委譲された者の承認が無いまま発注を行う、または事後承認による発注を行っていた事例があったため、今後は、契約権限者（または委譲された者）の承認を経なければ、発注を行えない体制を整える。

具体的には、図書システムの発注日を原則遡及入力出来ないようカスタマイズ

し、同様の処理を物理的に不可能にすることで、不適切な経理処理を未然に防止する。

今後は、委員会を早期に開催するとともに、遡り開催は行わない。

３．検査体制の見直し

（現状分析）

図書購入に係る納品検査体制については、納品検査時に納品書との現物の確認は行われていたが、発注リストと現物の確認が行われていなかった。また、検査者は納品書に記載された日付を検査日として納品書に記入する慣習があり、納品書には担当職員１名の検査印しかなく、他の職員によるダブルチェックが行われていなかったとの問題があった。

（改善策）

・発注部門から独立した検査部門の設置

今後は、納品検査時には発注リスト・納品書と現物の確認を行い、実際の検査日を納品書に記載し、複数の職員によるチェックを行うこととする。この執行を確実に担保するため、両課から独立した経理責任者直轄の検査部門の設置を行う。

おわりに

機構は、今般取りまとめた再発防止策を、確実かつすみやかに実施する。又、機構本部、各機関においては、会計業務の総点検を行い、日文研の講ずる措置も参考に見直すべきは見直し、改善すべきは改善し、かかる事態が再び生じることのないよう万全を期する。なお、本再発防止策については、追跡調査により実効性を検証し、必要に応じさらなる取組みを行う等不断の努力を行うこととする。